住所　静岡県沼津市大塚978番地
タン・ジー・マリリン・チョイ・レイエス　昭和63年1月11日生
住所　山口県宇部市あすとぴあ5丁目22番10号
潘成哲　昭和44年12月10日生
住所　茨城県ひたちなか市大字市毛1174番地1
鄭寛美　昭和52年7月20日生
住所　奈良県桜井市大字浅古193番地
金敬愛　大正12年6月6日生
尹男植　昭和20年4月1日生
住所　京都市中京区西ノ京原町98番地
李辰雨　昭和33年5月4日生
尹滋子　昭和37年10月7日生
李桂　昭和63年4月30日生
李蕾　平成3年10月10日生
住所　兵庫県姫路市別所町佐土473番地1
高雁　昭和62年4月30日生
住所　大阪府東大阪市友井5丁目3番8―605号
徐徳洋　昭和55年12月11日生
徐泰史　昭和54年5月4日生

○外務省告示第四百二十二号

ドイツ連邦共和国政府は、平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の批准書を平成二十一年六月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年九月二日にドイツ連邦共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年六月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十三号

イラン・イスラム共和国政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を平成二十一年五月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年八月二十九日にイラン・イスラム共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年六月十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十四号

アイスランド共和国は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を平成二十年十一月十日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年七月一日にアイスランド共和国について効力を生じた。

（平成二十一年六月三十日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十五号

平成二十一年七月三十日にハルツームで、スーダン共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　スーダン共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億三千三百万円

3　署名者

日　本　側　石井祐一在スーダン大使

国際連合児童基金側　ペー・エンジェバック在スーダン事務所代表代理

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十六号

平成二十一年七月十六日にアンマンで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　塩口哲朗在ヨルダン大使

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　局長　カレン・アブザイド事務

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十七号

平成二十一年七月二十九日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　平岡邁在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　ルスタム・ソビロヴィッチ・カシモフ副首相

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十八号

アイスランド共和国政府は、昭和二十九年三月一日にハーグで作成された「民事訴訟手続に関する条約」の加入書を平成二十年十一月十日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年七月三十一日にアイスランド共和国について効力を生じた。

（平成二十一年六月三十日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百二十九号

平成二十一年六月二十三日にブカレストで、ルーマニア政府に対し、ルーマニア国民に対する期間限定査証免除措置に関する口上書が発出された。よって、同口上書にいう措置は、平成二十一年九月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間（両日を含む。）実施される。

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文

（在ルーマニア日本国大使館からルーマニア外務省あての口上書）

（訳文）

No.59／2009

口上書

在ルーマニア日本国大使館は、ルーマニア外務省に敬意を表するとともに、五月五日付けのルーマニア内務・行政改革省口上書第65286号に言及する光栄を有する。大使館は、更に、日本国政府が、日本国とルーマニアとの間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民に対する査証の免除に関し、二千九年九月一日から二千十一年十二月三十一日まで次の措置をとることを外務省に通報する光栄を有する。

1　有効なルーマニア旅券を所持するルーマニア国民であって、継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、ルーマニア国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものには、適用しない。

3　日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民は、日本国の法令に服さなければならない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止については、直ちにルーマニア政府に通告する。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるルーマニア国民に対し、日本国の領域に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　前記の諸措置は、ルーマニア政府が二千九年九月一日から在日本国ルーマニア大使館に内務・行政改革省からアタッシェを派遣すること、及びルーマニア政府が外国における不法な滞在及び人身取引の被害者になることの防止に関するルーマニア国民の意識を向上させるためのマスメディアを通じた活動を行うことを条件として、とられる。

在ルーマニア日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてルーマニア外務省に向かって敬意を表する。

二千九年六月二十三日にブカレストで

○外務省告示第四百三十号

カメルーン共和国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の批准書を平成二十一年五月十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年八月十七日にカメルーン共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年五月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年八月十三日

外務大臣　中曽根弘文